

境川総合治水対策協議会及び引地川総合治水対策協議会
合同開催

日 時：令和8年3月18日（水）

場 所：書面による開催

議 題

1) 協議会規約（案）について

資料1

2) 流域治水プロジェクト（案）について

資料2

3) 流域治水プロジェクト取組事例集（案）について

資料3

4) 流域水害対策計画の策定に向けた取組状況について

資料4

※ 上記の議題について、別紙「意向確認書」へ御意見等を記入し、令和8年3月25日（水）までに事務局へ送付してください。

(案)

境川流域総合治水対策協議会設置要領

(協議会の設置)

第1条 流域の急激な都市化の進展と流域の開発に伴い、治水安全度の低下が著しい境川において、治水施設の整備を積極的に進めるとともに、流域の開発計画、土地利用計画等の調整を図りつつ、流域の持つ保水・遊水機能の適正な維持、確保等の総合的な治水対策を講ずるため、境川流域総合治水対策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は境川流域総合治水対策の効率的かつ円滑な実施を図るため次の所掌事項を行うものとする。

- 1 境川流域整備計画の実施に関する協議。（ただし、流域水害対策計画策定後は、所掌事項から削除する。）
- 2 特定都市河川浸水被害対策法に基づく特定都市河川及び特定都市河川流域の指定、流域水害対策計画の策定と実施、流域治水の計画的な推進に関する協議。

(協議会の組織)

第3条 協議会は、座長及び委員をもって組織する。

- 2 座長は、神奈川県県土整備局河川下水道部長とする。
- 3 委員は、別表1に掲げる者とする。
- 4 座長は、必要があるときは、協議会に委員以外の者の参加を求めることができる。

(幹事会)

第4条 協議会に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別表2に掲げる者をもって組織する。
- 3 幹事会は、協議会の協議事項について、あらかじめ協議を行い協議会の円滑な運営に資するものとする。
- 4 幹事会の座長は、神奈川県県土整備局河川下水道部河港課長とする。
- 5 幹事会の座長は、必要があるときは幹事会に2に掲げる者以外の者の参加を求めることができる。

(作業部会)

第5条 協議会に作業部会を置くことができるものとする。

- 2 幹事会の座長は、協議会の円滑な運営に資するため、協議会の協議事項に応じて、必要な関係部局からなる作業部会を設置し、協議会の協議事項について、専門的調査、検討を行う。
- 3 作業部会の座長は、神奈川県県土整備局河川下水道部河港課河川調査グループのグループリーダーとする。
- 4 作業部会の座長は、必要があるときは作業部会の構成員以外の者の参加を求めることができる。

(事務局)

第6条 協議会、幹事会及び作業部会の事務局は、神奈川県県土整備局河川下水道部河港課に置く。

(雑 則)

第7条 この要領に定めるもののほかは、協議会にはかり、定めるものとする。

附 則 この要領は、昭和55年11月7日から施行する。

附 則 この要領は、平成20年 4月1日から施行する。

附 則 この要領は、平成22年10月28日から施行する。

附 則 この要領は、平成25年 8月30日から施行する。

附 則 この要領は、平成27年11月19日から施行する。

附 則 この要領は、平成28年 4月 1日から施行する。

附 則 この要領は、令和 3年 3月26日から施行する。

附 則 この要領は、令和 3年 9月13日から施行する。

附 則 この要領は、令和 5年 3月24日から施行する。

附 則 この要領は、令和 6年 3月29日から施行する。

附 則 この要領は、令和 7年 3月31日から施行する。

附 則 この要領は、令和 8年 3月●●日から施行する。

○印は座長

- 東京都 : 総務局総合防災部長
都市整備局都市づくり政策部長、都市基盤部長
建設局企画担当部長、河川部長
- 町田市 : 下水道部長、政策経営部長、防災安全部長
北部・農政担当部長、道路部長、都市づくり部長
- 横浜市 : 政策経営局長、総務局危機管理室長、みどり環境局長
下水道河川局長、建築局長、
都市整備局長、道路局長、教育長
- 相模原市 : 危機管理局长、環境経済局長、都市建設局長
- 鎌倉市 : 共生共創部長、市民防災部長
まちづくり計画部長、都市景観部長
都市整備部長
- 藤沢市 : 企画政策部長、防災安全部長、経済部長
計画建築部長、都市整備部長、道路下水道部長
- 大和市 : 市長室長、未来政策部長、環境共生部長
まちづくり部長、市民経済・にぎわい創出部長
- 神奈川県 : 暮らし安全防災局防災部長
環境農政局総務室長、緑政部長、農水産部長
県土整備局都市部長、道路部長、○河川下水道部長
建築住宅部長、教育局総務室長

以上47名

境川流域総合治水対策協議会幹事会

別表 2

[] は座長、○印は各都市の窓口を示す。

区分 組織名	幹 事 会	
	部 局 名	職 名
東京都	総務局 都市整備局 〃 建設局 〃	総合防災部：計画調整担当課長、防災対策課長 都市づくり政策部：土地利用計画課長 都市基盤部：施設計画担当課長 河川部：○事業化推進担当課長、防災課長 総務部：企画課長
町田市	下水道部 政策経営部 防災安全部 経済観光部 道路部 都市づくり部 〃	○下水道経営総務課長 企画政策課長 防災課長 農業振興課長 道路政策課長 都市政策課長、土地利用調整課長 開発審査担当課長、公園緑地課長
横浜市	政策経営局 総務局危機管理室 みどり環境局 〃 下水道河川局 〃 建築局 〃 〃 〃 都市整備局 道路局 〃 教育委員会事務局	経営戦略部：経営戦略課担当課長 危機管理室危機管理部：防災企画課長 戦略企画部：戦略企画課担当課長 農政部：農政推進課長 マネジメント推進部：マネジメント推進課担当課長 河川部：○河川流域調整課長 企画部：企画課長、都市計画課長 建築防災課がけ狭あい担当課長 建築指導部：建築企画課長 宅地審査部：宅地審査課宅地企画担当課長 企画部：企画課長 計画調整部：企画課長 道路部：維持課長 教育政策統括部：教育政策推進課長
相模原市	危機管理局 環境経済局 〃 都市建設局 〃 〃	危機管理統括部防災計画担当課長 経済部：農政課長、森林政策課長 環境部：水みどり環境課長、公園課長 まちづくり推進部：都市計画課長、開発調整課長 建築審査課長 土木部：道路計画課長、○河川課長、下水道経営課長
鎌倉市	共生共創部 市民防災部 まちづくり計画部 〃 都市景観部 都市整備部 〃	企画課長 総合防災課担当課長 市街地整備課担当課長、深沢地域整備課担当課長 都市計画課担当課長 都市調整課長、開発審査課長、みどり公園課長 道路課長、○下水道河川課長 農水課担当課長

区分 組織名	幹 事 会	
	部 局 名	職 名
藤 沢 市	企画政策部 防災安全部 経済部 計画建築部 都市整備部 道路下水道部	企画政策課長 防災政策課長 農業水産課長 建設総務課長、都市計画課長、開発業務課長 都市整備課長、公園課長、みどり保全課長 ○河川水路課長、下水道計画業務課長
大 和 市	市長室 未来政策部 環境共生部 まちづくり部 市民経済・にぎわい創出部	危機管理課長 総合政策課長 ○下水道・河川施設課長 まちづくり総務課長、まちづくり計画課長 農業応援課長
神 奈 川 県	くらし安全防災局 環境農政局 " " 県土整備局 " " " " 教育局	防 災 部：危機管理防災課長 総 務 室：企画調整担当課長 緑 政 部：森林再生課長 農水産部：農地課長 都 市 部：都市計画課長、都市整備課長 都市公園課長 道 路 部：道路企画課長 河川下水道部：[河港課長]、防災なぎさ担当課長、 砂防課長、下水道課長 建築住宅部：住宅計画課長、建築指導課長 藤沢土木事務所長 厚木土木事務所東部センター所長 厚木土木事務所津久井治水センター所長 横浜川崎治水事務所長 総務室管理担当課長

以上 89 名

引地川流域総合治水対策協議会設置要領

(協議会の設置)

第1条 流域の急激な都市化の進展と流域の開発に伴い、治水安全度の低下が著しい引地川において、治水施設の整備を積極的に進めるとともに、流域の開発計画、土地利用計画等の調整を図りつつ、流域の持つ保水・遊水機能の適正な維持、確保等の総合的な治水対策を講ずるため、引地川流域総合治水対策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、引地川流域総合治水対策の効率的かつ円滑な実施を図るため、特定都市河川浸水被害対策法に基づく特定都市河川及び特定都市河川流域の指定、流域水害対策計画の策定と実施、流域治水の計画的な推進に関する協議を行うものとする。

(協議会の組織)

第3条 協議会は、座長及び委員をもって組織する。

- 2 座長は、神奈川県県土整備局河川下水道部長とする。
- 3 委員は、別表1に掲げる者とする。
- 4 座長は、必要があるときは、協議会に委員以外の者の参加を求めることができる。

(幹事会)

第4条 協議会に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別表2に掲げる者をもって組織する。

- 3 幹事会は、協議会の協議事項について、あらかじめ協議を行い協議会の円滑な運営に資するものとする。
- 4 幹事会の座長は、神奈川県県土整備局河川下水道部河港課長とする。
- 5 幹事会の座長は、必要があるときは幹事に2に掲げる者以外の者の参加を求めることができる。

(作業部会)

第5条 協議会に作業部会を置くことができるものとする。

- 2 幹事会の座長は、協議会の円滑な運営に資するため、協議会の協議事項に応じて、必要な関係部局からなる作業部会を設置し、協議会の協議事項について、専門的調査、検討を行う。
- 3 作業部会の座長は、神奈川県県土整備局河川下水道部河港課河川調査グループのグループリーダーとする。
- 4 作業部会の座長は、必要があるときは作業部会の構成員以外の者の参加を求めることができる。

(事務局)

第6条 協議会、幹事会及び作業部会の事務局は、神奈川県県土整備局河川下水道部河港課に置く。

(雑 則)

第7条 この要領に定めるもののほかは、協議会にはかり、定めるものとする。

附 則 この要領は、昭和55年11月7日から施行する。

附 則 この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 この要領は、平成 22 年 10 月 28 日から施行する。

附 則 この要領は、平成 25 年 8 月 30 日から施行する。

附 則 この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 この要領は、平成 30 年 3 月 1 日から施行する。

附 則 この要領は、令和 3 年 2 月 26 日から施行する。

附 則 この要領は、令和 5 年 3 月 24 日から施行する。

附 則 この要領は、令和 6 年 3 月 29 日から施行する。

附 則 この要領は、令和 8 年 3 月 ●● 日から施行する。

○印は座長

藤 沢 市 : 企画政策部長、防災安全部長、経済部長
計画建築部長、都市整備部長、道路下水道部長

茅ヶ崎 市 : 暮らし安心部長、建設部長、都市部長
下水道河川部長、教育総務部長

大 和 市 : 市長室長、未来政策部長、環境共生部長
まちづくり部長、市民経済・にぎわい創出部長

海老名 市 : 市長室長、財務部長、まちづくり部長

座 間 市 : 暮らし安全部長、総合政策部長、都市部長
上下水道局長

綾 瀬 市 : 市長室長、経営企画部長、都市部長、土木部長
産業振興部長

神 奈 川 県 : 暮らし安全防災局防災部長
環境農政局総務室長、緑政部長、農水産部長
県土整備局都市部長、道路部長、○河川下水道部長
建築住宅部長、教育局総務室長

以上 37 名

引地川流域総合治水対策協議会幹事会

別表 2

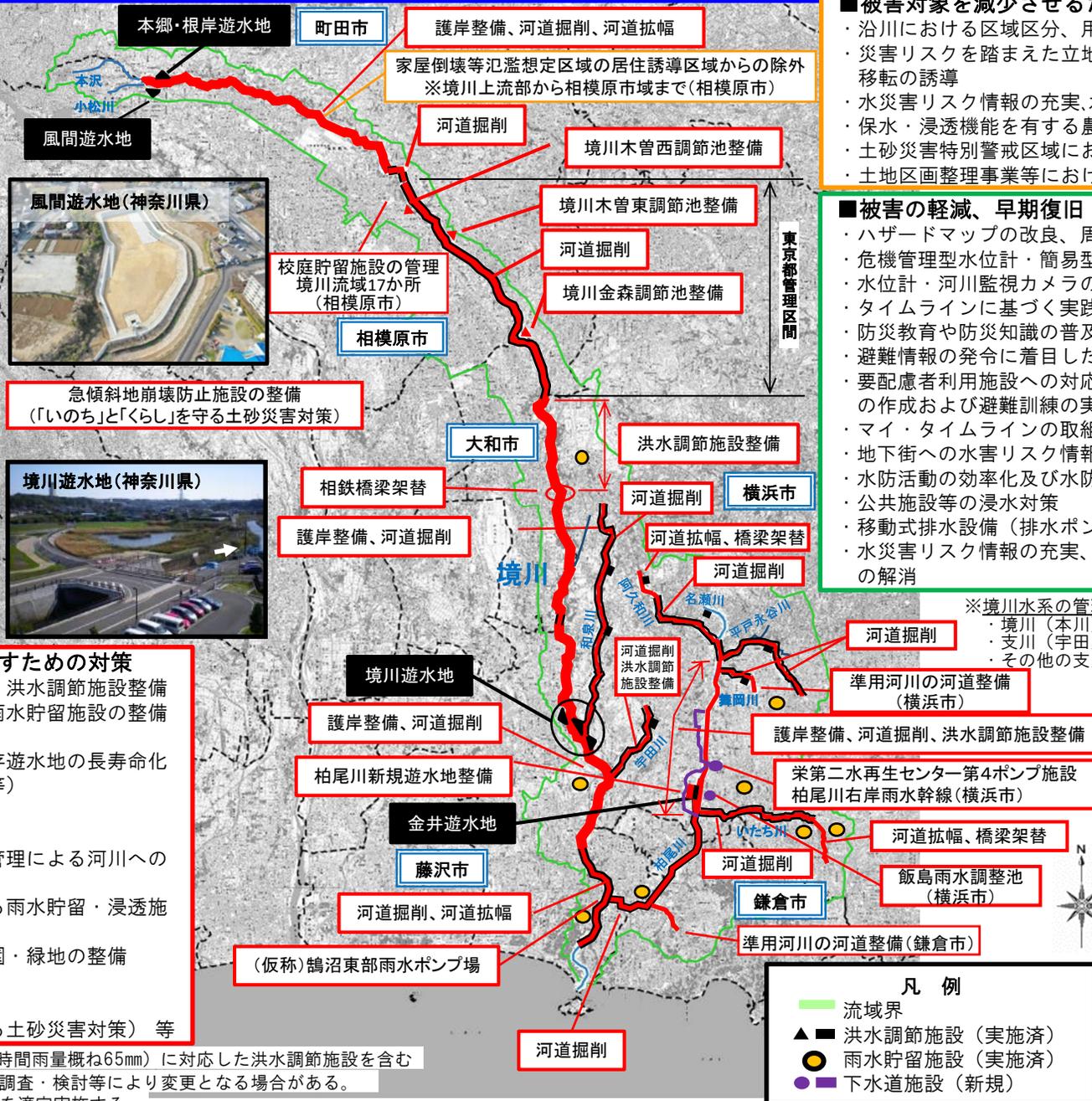
〔 〕は座長、○印は各市の窓口を示す。

区分 組織名	幹 事 会	
	部 局 名	職 名
藤 沢 市	企画政策部 防災安全部 経済部 計画建築部 都市整備部 道路下水道部	企画政策課長 防災政策課長 農業水産課長 建設総務課長、都市計画課長、開発業務課長 都市整備課長、公園課長、みどり保全課長 ○河川水路課長、下水道計画業務課長
茅ヶ崎市	くらし安心部 建設部 都市部 農業委員会事務局 下水道河川部 教育総務部	防災対策課長 道路管理課長 開発審査課長 農業委員会事務局長 ○下水道河川建設課長、下水道河川管理課長 教育施設課長
大 和 市	市長室 未来政策部 環境共生部 まちづくり部 市民経済・にぎわい創出部	危機管理課長 総合政策課長 ○下水道・河川施設課長 まちづくり総務課長、まちづくり計画課長 農業応援課長
海老名市	市長室 財務部 まちづくり部	危機管理課長 企画財政課長 都市計画課長、○下水道課長
座 間 市	くらし安全部 総合政策部 都市部 上下水道局	危機管理課長 総合政策課長 都市計画課長 ○下水道施設課長
綾 瀬 市	市長室 経営企画部 産業振興部 都市部 土木部	危機管理課長 企画課長 農業振興課長 都市計画課長、 ○下水道課長
神奈川県	くらし安全防災局 環境農政局 〃 〃 県土整備局	防災部：危機管理防災課長 総務室：企画調整担当課長 緑政部：森林再生課長 農水産部：農地課長 都市部：都市計画課長、都市整備課長 都市公園課長

	”	道路部：道路企画課長
	”	河川下水道部：[河港課長]、防災なぎさ担当課長 砂防課長、下水道課長
	”	建築住宅部：住宅計画課長、建築指導課長 藤沢土木事務所長 厚木土木事務所東部センター所長
	教育局	総務室管理担当課長

以上54名

○ 令和元年東日本台風では、各地で戦後最大を超える洪水により甚大な被害が発生したことを踏まえ、境川水系においても、ハード・ソフト一体となった実効性のある事前防災対策を加速していくために、特定都市河川浸水被害対策法に基づき、以下の取組を実施していくことで、年超過確率1/10※1（時間雨量約60mm）の規模の洪水を安全に流下させ、流域における浸水被害の軽減を図る。

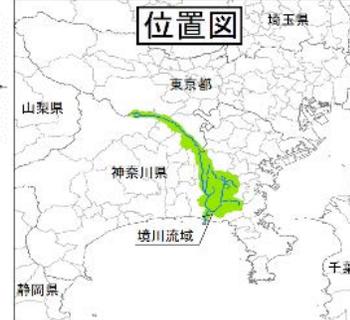
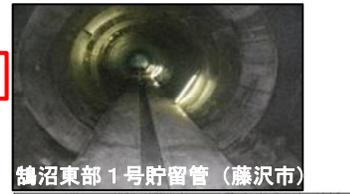


- 被害対象を減少させるための対策
- ・沿川における区域区分、用途地域の設定
 - ・災害リスクを踏まえた立地適正化計画の推進と立地抑制・移転の誘導
 - ・水災害リスク情報の充実、水災害リスク情報空白地帯の解消
 - ・保水・浸透機能を有する農地を保全する取組
 - ・土砂災害特別警戒区域における建築物の構造規制
 - ・土地区画整理事業等における水害リスク低減の取組 等

- 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策
- ・ハザードマップの改良、周知、活用
 - ・危機管理型水位計・簡易型河川監視カメラ等の設置更新
 - ・水位計・河川監視カメラの増設及び管理
 - ・タイムラインに基づく実践的な訓練の実施
 - ・防災教育や防災知識の普及
 - ・避難情報の発令に着目したタイムラインの検証・見直し
 - ・要配慮者利用施設への対応等を考慮した避難計画の作成および避難訓練の実施
 - ・マイ・タイムラインの取組推進
 - ・地下街への水害リスク情報の提供
 - ・水防活動の効率化及び水防体制の強化に向けた取組
 - ・公共施設等の浸水対策
 - ・移動式排水設備（排水ポンプ車等）の整備・運用
 - ・水災害リスク情報の充実、水災害リスク情報空白地帯の解消 等

- 氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策
- ・護岸整備、河道拡幅、河道掘削、洪水調節施設整備
 - ・下水道等による雨水排水施設、雨水貯留施設の整備
 - ・下水道施設の耐水化
 - ・持続可能な施設能力の維持（既存遊水地の長寿命化対策、河道内の堆積土砂の撤去等）
 - ・校庭貯留施設の管理
 - ・自然地の保全、森林の整備
 - ・雨水貯留浸透施設の設置促進や管理による河川への流出抑制の取組
 - ・一定規模以上の開発行為に対する雨水貯留・浸透施設の設置を義務付け
 - ・グリーンインフラを活用した公園・緑地の整備
 - ・雨水浸透阻害行為の指導
 - ・急傾斜地崩壊防止施設の整備（「いのち」と「くらし」を守る土砂災害対策）等

※境川水系の管理区分
 ・境川（本川）：神奈川県、東京都
 ・支川（宇田川、平戸永谷川）：横浜市
 ・その他の支川：神奈川県



凡例

- 流域界
- ▲ 洪水調節施設（実施済）
- 雨水貯留施設（実施済）
- 下水道施設（新規）

※1 東京都管理区間は年超過確率1/20（時間雨量概ね65mm）に対応した洪水調節施設を含む
 ※ 具体的な対策内容については、今後、調査・検討等により変更となる場合がある。
 ※ 河川管理上必要な河道掘削や樹木伐採を適宜実施する。

- 境川では、都、県、市が一体となって、以下の手順で「流域治水」を推進する。
 - 【短期】 河川における対策として、洪水調節施設（風間遊水地、境川木曽東調節池など）を整備し、狭窄部等の護岸整備・河道拡幅を進めるとともに、順次河道掘削を進める。
 - 【中期】 相鉄橋梁架替や柏尾川新規遊水地を完成させ、新たな洪水調節施設の整備に着手する。また、引き続き、狭窄部等の護岸整備・河道拡幅を進めるとともに、順次河道掘削を進める。
 - 【中長期】 引き続き、狭窄部等の護岸整備・河道拡幅や河道掘削を進めるとともに、洪水調節施設の完成を目指す。
- あわせて、流域の市街地率が7割を越えてなお市街化が進行している状況を踏まえ、内水被害軽減対策（雨水貯留施設の新設等）及び市街化の進展に伴う雨水流出量の増大を抑制する雨水貯留浸透施設整備の推進等の流域における対策、タイムラインの活用等のソフト対策を実施。

区分	対策内容	実施主体	工程		
			短期	中期	中長期
氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策	護岸整備、河道拡幅、河道掘削	神奈川県 東京都、横浜市	境川(神奈川県管理区間)、柏尾川 相鉄橋梁架替完成		
	河道拡幅 河道掘削	横浜市	境川(東京都管理区間) 阿久和川(橋際橋～村下橋)、いたち川(紅葉橋～神戸橋)		
	護岸整備、河道拡幅(準用河川)	横浜市 鎌倉市	舞岡川(右支川合流～道岐橋) 風間遊水地完成		
	洪水調節施設整備	神奈川県 東京都 横浜市	新川(河道整備) 柏尾川新規遊水地完成 境川(神奈川県管理区間)、柏尾川 境川(東京都管理区間)		
	ポンプ施設の整備 雨水貯留施設の整備	横浜市 藤沢市 町田市	境川木曽東調節池稼働開始 境川金森調節池稼働開始 境川木曽西調節池稼働開始 遊水地(舞岡川・和泉川・阿久和川・宇田川・宇田川第二・平戸永谷川) 栄第二水再生センター第4ポンプ施設の整備 戸塚、笠間ポンプ場の再構築 (仮称)柏尾川右岸雨水幹線、飯島雨水調整池の整備 (仮称)鶴沼東部雨水ポンプ場、雨水貯留施設の整備		
	校庭貯留施設の管理	相模原市	新設道路整備に伴う雨水貯留施設の整備 校庭貯留施設の管理		
	グリーンインフラを活用した公園・緑地の整備	横浜市	雨水浸透機能を持つ公園・緑地等の整備		
	雨水浸透阻害行為の指導	流域都県・3市	境川特定都市河川流域内の法規制によるもの		
	被害対象を減少させるための対策	沿川における区域区分、用途地域の設定	横浜市	浸水の恐れのある地域については、原則として既存の用途地域から低層住居専用地域の指定は行わないなど、用途地域の指定にあたり考慮する。	
「家屋倒壊等氾濫想定区域」を居住誘導区域から除外		相模原市	立地適正化計画において、「家屋倒壊等氾濫想定区域」を居住誘導区域から除外		
土地区画整理事業等における水害リスク低減の取組		鎌倉市	深沢地域整備事業(計画規模1/100の降雨で浸水しない造成工事)		
被害の軽減、早期復旧・復興のための対策	ソフト対策のための整備	神奈川県、東京都、横浜市、鎌倉市	危機管理型水位計・簡易型河川監視カメラ等の観測機器の設置拡大		
	避難体制等の強化	流域都県・6市	大規模氾濫減災協議会における取組方針に基づき実施		



※流域都県・6市
神奈川県、東京都、横浜市、相模原市、鎌倉市、藤沢市、大和市、町田市

○ 令和元年東日本台風では、各地で戦後最大を超える洪水により甚大な被害が発生したことを踏まえ、引地川水系においても、ハード・ソフト一体となった実効性のある事前防災対策を加速していくために、特定都市河川浸水被害対策法に基づき、以下の取り組みを実施していくことで、年超過確率1/10（時間雨量約60mm）の規模の洪水を安全に流下させ、流域における浸水被害の軽減を図る。

■ 氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策

- ・護岸整備、河道拡幅、河道掘削、洪水調節施設整備
- ・下水道等による雨水排水施設、雨水貯留施設の整備
- ・防災調節池、浸透ます、浸透管の整備
- ・透水性舗装の整備
- ・一定規模以上の開発行為に対する雨水貯留・浸透施設の設置を義務づけ
- ・雨水浸透阻害行為の指導
- ・急傾斜地崩壊防止施設の整備（「いのち」と「くらし」を守る土砂災害対策）等

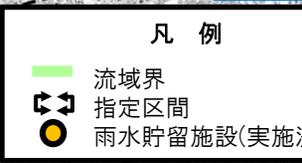
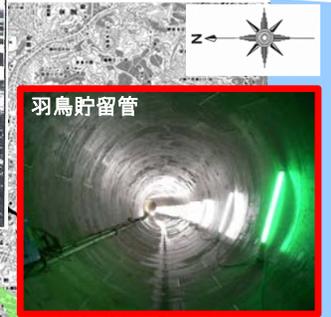
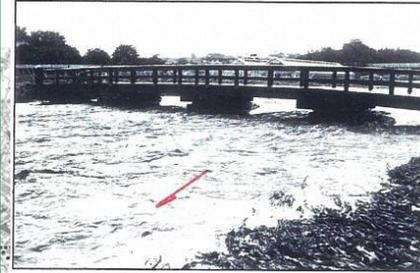
■ 被害対象を減少させるための対策

- ・災害リスクを踏まえた立地適正化計画の推進及び立地抑制
- ・水災害リスク情報の充実、水災害リスク情報空白地帯の解消 等

■ 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

- ・危機管理型水位計・簡易型河川監視カメラ等の設置・更新
- ・避難情報の発令に着目したタイムラインの検証・見直し
- ・タイムラインに基づく実践的な訓練の実施
- ・ハザードマップの改良、周知、活用
- ・要配慮者利用施設への対応等を考慮した避難計画の作成および避難訓練の実施
- ・マイ・タイムラインの取組推進
- ・防災教育や防災知識の普及
- ・水防活動の効率化及び水防体制の強化に向けた取組
- ・水災害リスク情報の充実、水災害リスク情報空白地帯の解消
- ・橋梁の流失防止対策 等

昭和51年9月 台風17号
(藤沢市 大庭鷹匠橋 (旧北の谷橋) 付近)



※ 具体的な対策内容については、今後、調査・検討等により変更となる場合がある。
 ※ 河川管理上必要な河道掘削や樹木伐採を適宜実施する。
 ※ 藤沢市計画分の貯留施設については、現在見直し中のため図示していない。



- 引地川では、流域水害対策計画に係る浸水被害対策をベースに、県、市が一体となって、以下の手順で「流域治水」を推進する。
- 【短期】 河川における対策として、下土棚遊水地に引き続き、上流の新規洪水調節施設整備に向けた検討に着手する。また、引地川と蓼川の合流点付近の護岸整備・河道拡幅を完成させるとともに、順次河床掘削を進める。
 - 【中期】 引地川・蓼川合流点付近上流区間の護岸整備・河道拡幅を進めるとともに、引き続き河道掘削を進める。また、新規洪水調節施設の用地取得および工事に着手。
 - 【中長期】 引き続き、引地川・蓼川の上流部の護岸整備・河道拡幅を進めるとともに、新規洪水調節施設の完成を目指す。
- あわせて、流域の市街地率が7割を越えてなお市街化が進行している状況を踏まえ、内水被害軽減対策（雨水貯留施設の新設等）及び市街化の進展に伴う雨水流出量の増大を抑制する雨水貯留浸透施設整備の推進等の流域における対策、タイムラインの活用等のソフト対策を実施。

区分	対策内容	実施主体	工程		
			短期	中期	中長期
氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策	護岸整備、河道拡幅	神奈川県	中流部(引地川・蓼川藤沢市域)		護岸整備・河道拡幅の完了箇所から順次実施
	護岸整備、河道拡幅	神奈川県	上流部(引地川大和市域、蓼川綾瀬市域)		
	流下能力を向上させる河道掘削	神奈川県	引地川の河道整備と合わせて実施		
	洪水調節施設整備	神奈川県			
	準用河川における河道整備	藤沢市、綾瀬市	準用河川(一色川)		
			準用河川(比留川)		
	下水道等の排水施設・雨水貯留施設、排水機場等の整備	藤沢市			
	防災調節池、浸透ます、浸透管の整備	神奈川県、流域6市	引地川流域水害対策計画に基づく公共対策として推進		
一定規模以上の開発行為に対する雨水貯留施設等の設置義務づけ	神奈川県、流域6市	引地川特定都市河川流域内の法規制によるもの			
被害対象を減少させるための対策	土地の水災害リスク情報の充実	神奈川県			
被害の軽減、早期復旧・復興のための対策	ソフト対策のための整備	神奈川県	危機管理型水位計・簡易型河川監視カメラ等の設置・更新(神奈川県)		
	避難体制等の強化	神奈川県・流域6市	大規模氾濫減災協議会における取組方針の設定		

気候変動を踏まえた更なる対策を推進

※流域6市:藤沢市、茅ヶ崎市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市

(案)

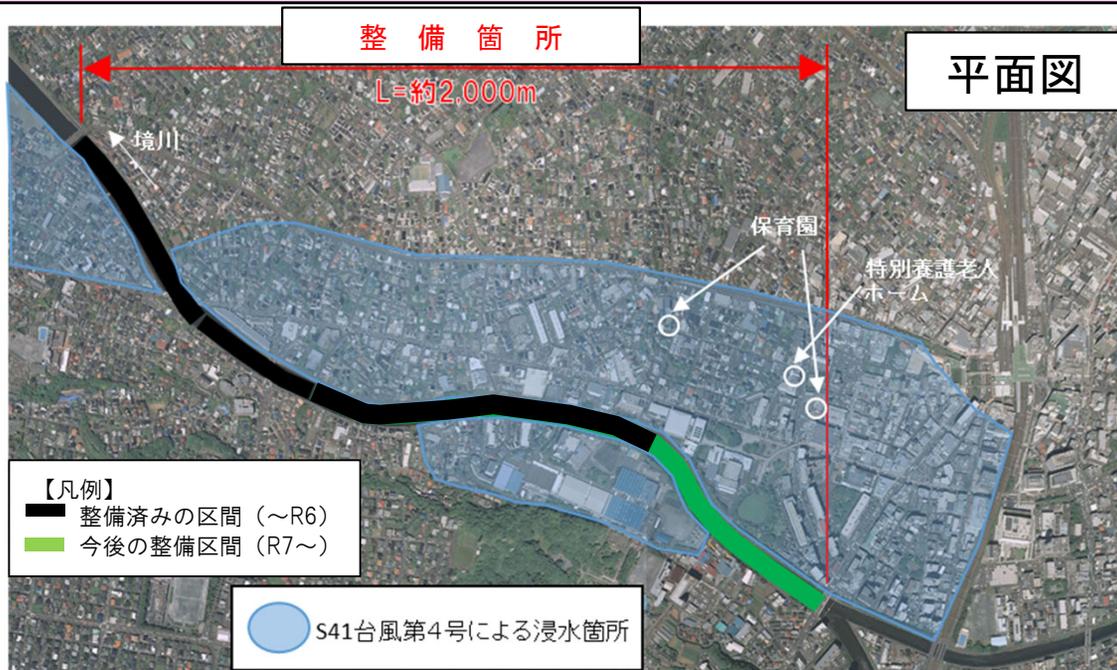
流域治水プロジェクトの取組事例集 (境川水系)

(境川流域総合治水対策協議会)

- 境川水系においては、「境川水系河川整備計画（平成27年4月）」に基づき、時間雨量約60mmの降雨による洪水を安全に流下させるため、河道整備等（河道掘削、護岸整備、橋梁架替、洪水調節施設等）を進めている。

■河道整備の一例

実施状況



施工状況



整備イメージ



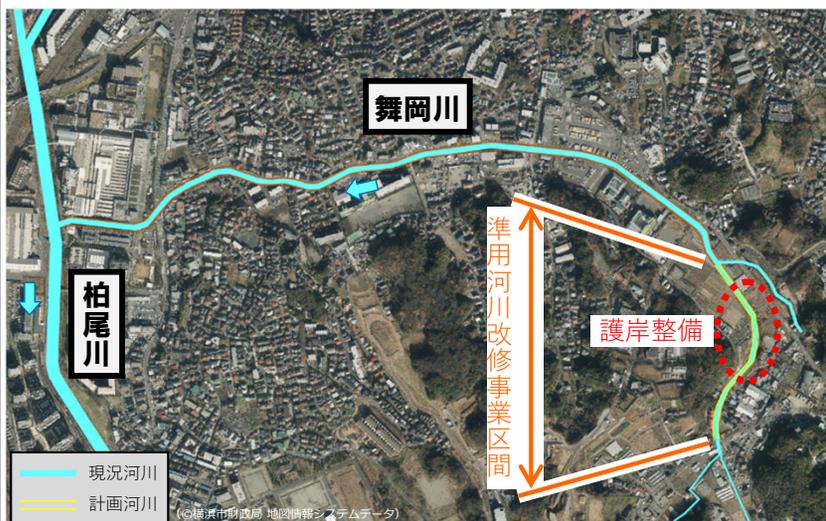
対策内容	実施主体	工程		
		短期	中期	中長期
河川改修事業による河道整備	神奈川県	▶		

境川流域において、上記を含む類似・同様な取組を実施している自治体
神奈川県、東京都、横浜市

- 境川水系準用河川舞岡川においては、時間雨量約50mmの降雨による洪水を安全に流下させるため、準用河川改修事業等により河道整備を進めている。

実施状況

平面図



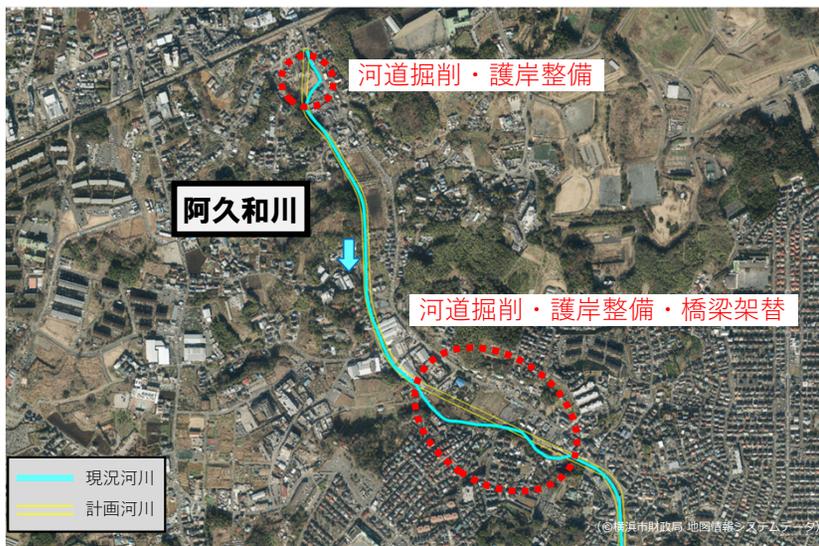
対策内容	実施主体	工 程		
		短期	中期	中長期
河川改修事業による河道整備	横浜市	▶		

境川流域において、上記を含む類似・同様な取組を実施している自治体
横浜市、神奈川県

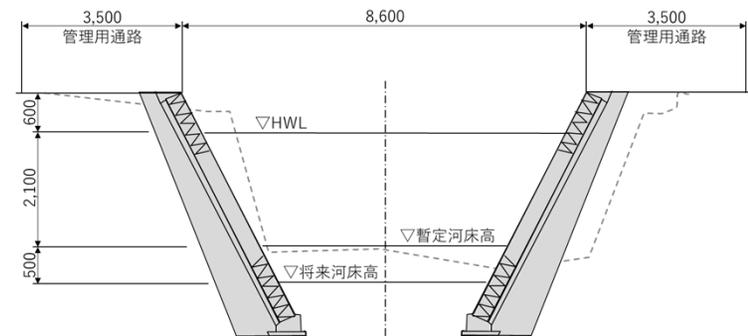
- 境川水系阿久和川においては、上流区間において時間雨量約50mm規模の降雨による洪水を安全に流下させるため、河道整備（河道掘削、護岸整備、橋梁架替）を進めている。

実施状況

平面図



標準断面図



対策内容	実施主体	工程		
		短期	中期	中長期
河川改修事業による河道整備	横浜市	▶		

境川流域において、上記を含む類似・同様な取組を実施している自治体
横浜市、神奈川県

- 境川水系においては、「境川水系河川整備計画（平成27年4月）」に基づき、時間雨量約60mmの降雨による洪水を安全に流下させるため、河道整備等（河道掘削、護岸整備、橋梁架替、洪水調節施設等）を進めている。

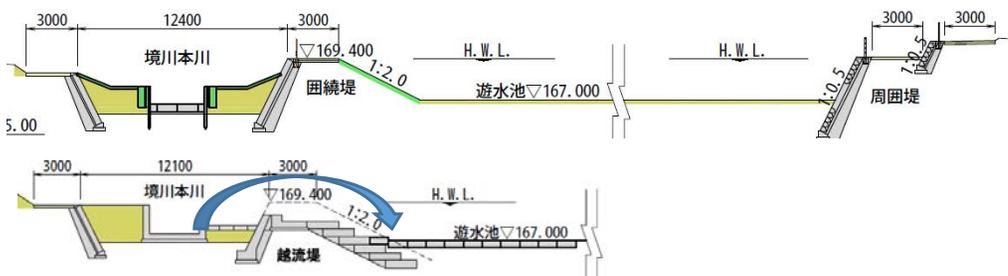
実施状況

風間遊水地

【施設概要】

- 面積 : 約1ha
- 貯水容量 : 約2万 m^3

断面図



整備前



整備後



対策内容	実施主体	工程		
		短期	中期	中長期
洪水調節施設整備	神奈川県			

境川流域において、上記を含む類似・同様な取組を実施している自治体
神奈川県、横浜市

- 境川水系においては、「境川水系河川整備計画（平成27年4月）」に基づき、東京都管理区間は年超過確率1/20（時間雨量概ね65mm）規模の洪水を安全に流下させるため、河道整備等（河道掘削、護岸整備、橋梁架替、洪水調節施設等）を進めている。

実施状況

境川金森調節池

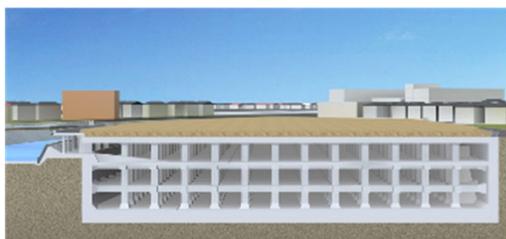
【施設概要】

貯留量：約15.1万m³
（25mプール約500杯分）
形 式：地下箱式

工事状況（R8.1末）



完成イメージ



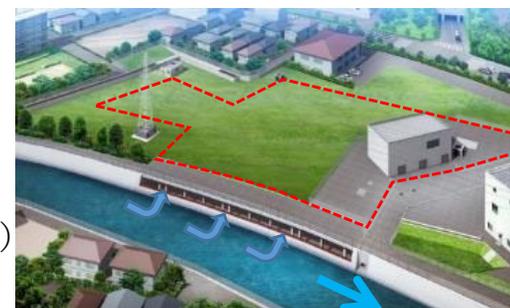
完成イメージ（断面）

境川木曾東調節池

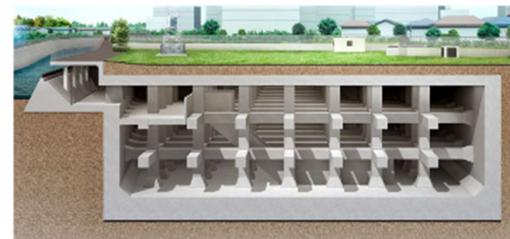
【施設概要】

貯留量：約4.9万m³
（25mプール約164杯分）
形 式：地下箱式

工事状況（R8.1末）



完成イメージ



完成イメージ（断面）

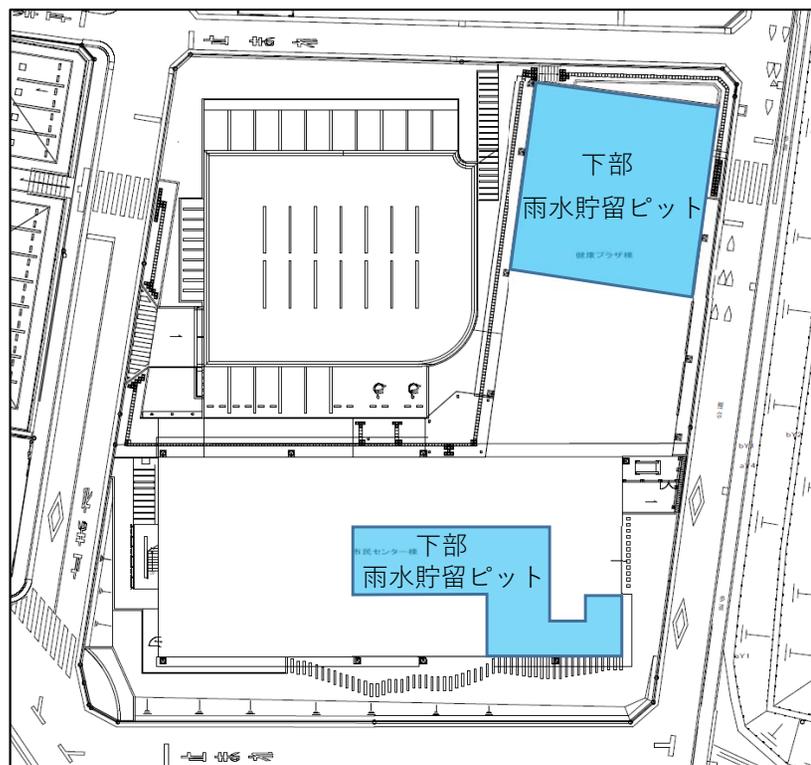
対策内容	実施主体	工 程		
		短期	中期	中長期
洪水調節施設整備	東京都			

境川流域において、上記を含む類似・同様な取組を実施している自治体
東京都

- 一定規模以上の開発行為等に関して雨水貯留施設の整備を義務付けている。宅内の雨水排水について雨水貯留施設を介して排出することにより、雨水管への放流量の抑制および平準化を行い、降雨時の市街地における雨水管への負荷を低減するもの。

実施状況

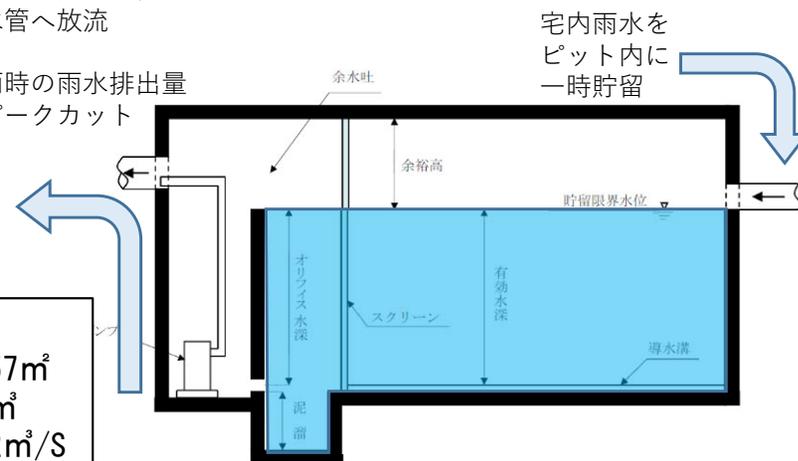
配置図



整備イメージ

ピット内雨水を少しずつ雨水管へ放流
↓
降雨時の雨水排出量のピークカット

宅内雨水をピット内に一時貯留



【施設概要】

- 敷地面積 : 3645.57㎡
- 貯留量 : 325.5㎡
- 放流量 : 0.0072㎡/S

対策内容	実施主体	工程		
		短期	中期	中長期
雨水排水施設の整備	藤沢市	▶		

境川流域において、上記を含む類似・同様な取組を実施している自治体
藤沢市、横浜市、町田市、相模原市

- 東京都環境局の森林再生事業にて、約21haの民有林を2009年度～2011年度に1回目の間伐作業、2012年度～2014年度に枝打ち作業を行った。2021年度～2023年度の3ヵ年で2回目の間伐作業を実施した。この事業により、山地災害の防止や水源涵養機能等の向上が見込まれる。

実施状況

町田市相原町字大地沢作業区域



整備前



整備後



対策内容	実施主体	工程		
		短期	中期	中長期
森林の整備	町田市・受託者 (東京都・委託者)	25年の協定期間中に間伐を2回、 枝打ちを1回実施		

境川流域において、上記を含む類似・同様な取組を実施している自治体

町田市

- 相模原市では、全国的に、人口減少や超高齢化を見据えたまちづくりが必要とされる中、さまざまな課題に対応するため、新たなまちづくりの指針となる「相模原市立地適正化計画」を令和2年3月策定した。
- 「家屋倒壊等氾濫想定区域」を居住誘導区域から除外。

取組内容

■立地適正化計画のイメージ



居住誘導区域

居住を誘導し、人口密度を維持するエリアを設定



都市機能誘導区域

生活サービスを誘導するエリアと、そのエリアに誘導する施設（誘導施設）を設定（医療、高齢者福祉、子育て支援、商業等）

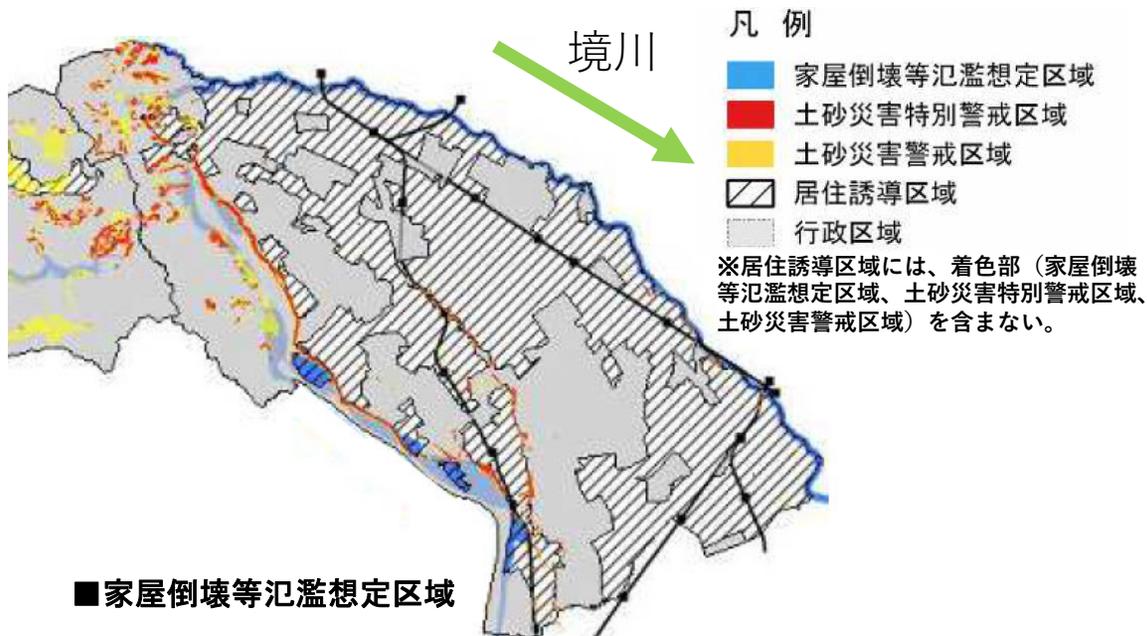


公共交通

都市機能誘導区域にアクセスしやすくする公共交通施設の整備を計画

※地域公共交通網形成計画*で位置付け

■家屋倒壊等氾濫想定区域



対策内容	実施主体	工程		
		短期	中期	中長期
立地適正化計画の推進	相模原市	▶		

境川流域において、上記を含む類似・同様な取組を実施している自治体
相模原市、鎌倉市、藤沢市

避難体制等の強化 【洪水浸水想定区域の看板設置】

被害の軽減、
早期復旧・復興
のための対策

- 神奈川県では、住民の自主的な避難を促すソフト対策の一環として、洪水浸水想定区域を周知するため、浸水が想定される県管理河川に、看板の設置を進めている。

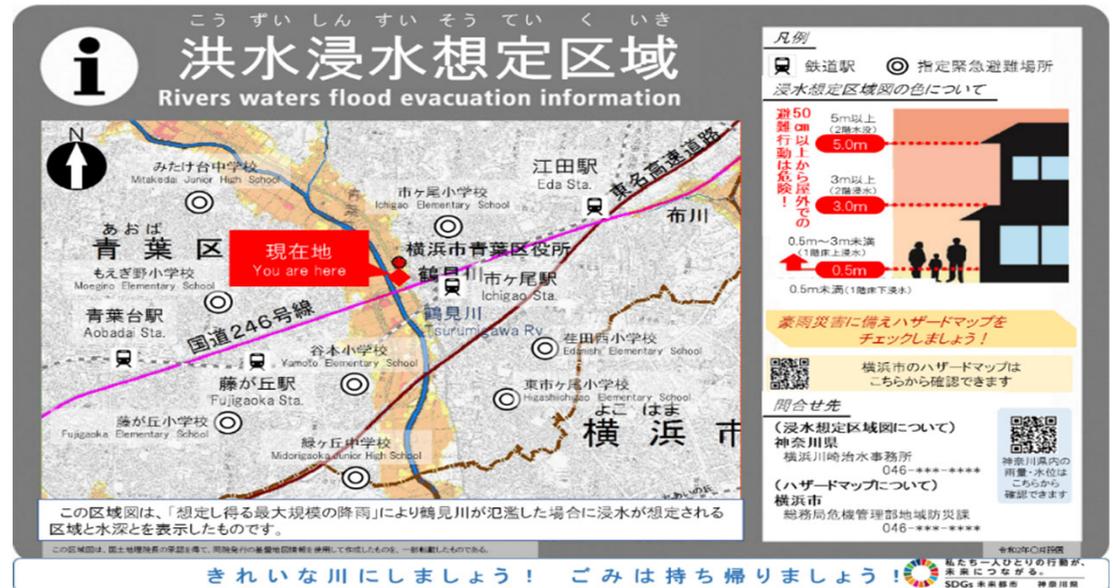
取組内容

■設置状況



境川 鶴沼東

■洪水浸水想定区域の看板事例



対策内容	実施主体	工程		
		短期	中期	中長期
危機管理型水位計・簡易河川監視カメラの設置	神奈川県			

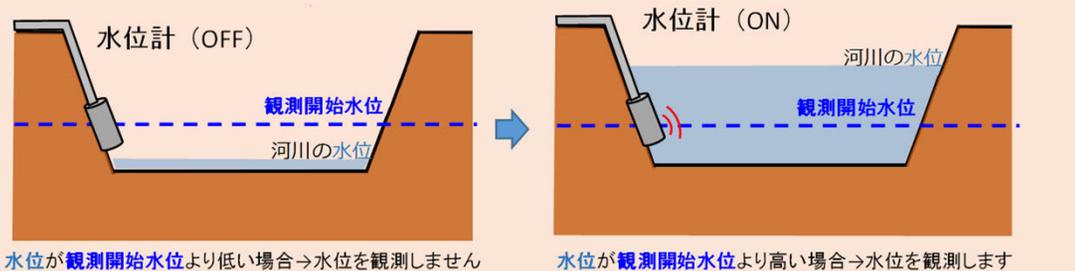
境川流域において、上記を含む類似・同様な取組を実施している自治体
神奈川県

- 住民の適切な避難判断のための水位情報提供を目的に、これまで水位計の無かった箇所でも水位把握できるよう、洪水時の水位観測に特化した低コストな水位計を設置することで、出水時の水位観測により避難体制の強化を図る。

取組内容

■危機管理型水位計とは

- ・ 洪水が発生した際に、河川周辺の住民の皆様が避難する際に、役立てていただくために設置する水位計。
- ・ 河川が未整備のため注意を要する箇所や、学校や病院など、重要な施設が周辺にある箇所に設置。



■県ホームページから水位状況を確認することが可能



■危機管理型水位計の設置事例



対策内容	実施主体	工程		
		短期	中期	中長期
危機管理型水位計・簡易河川監視カメラの設置	神奈川県			

境川流域において、上記を含む類似・同様な取組を実施している自治体
神奈川県

避難体制等の強化

【水位計・河川監視カメラの増設及び管理】

被害の軽減、
早期復旧・復興
のための対策

- 鎌倉市では、住民の適切な避難判断のための水位情報提供を目的に、河川監視カメラ及び水位計を市内の河川5箇所を設置し、出水時の水位観測により河川周辺の住民の皆様が避難する際に、役立てていただくために設置している。

取組内容

準用河川小袋谷川、準用河川砂押川、準用河川神戸川、準用河川新川、普通河川滑川に河川監視カメラ及び水位計を設置しています。



河川監視カメラ画像
(準用河川砂押川)



平常時の様子

対策内容	実施主体	工程		
		短期	中期	中長期
水位計・河川監視カメラの増設及び管理	鎌倉県	▶		

境川流域において、上記を含む類似・同様な取組を実施している自治体
鎌倉市、東京都、横浜市

- 東京都職員及び水防管理団体職員等による排水ポンプ車の操作習熟、連携強化

取組内容

【配備台数】

- 10建設事務所で1台ずつ保有し、計10台配備

【特徴】

- 毎分5m³の排水が可能な水中ポンプを2台積載
- 水中ポンプは、軽量で簡単に持ち運び可能



【操作訓練】

(水防管理団体職員及び消防職員が参加)



(案)

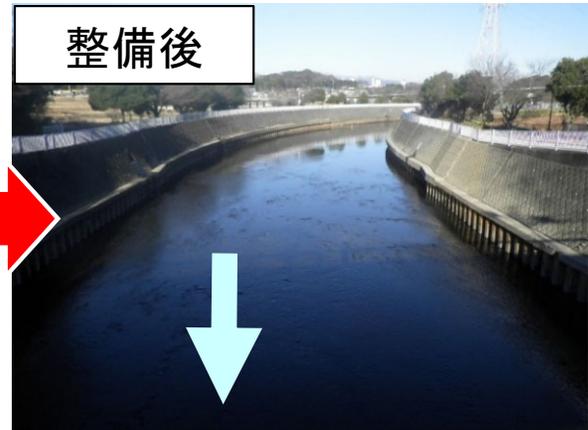
流域治水プロジェクトの取組事例集 (引地川水系)

(引地川流域総合治水対策協議会)

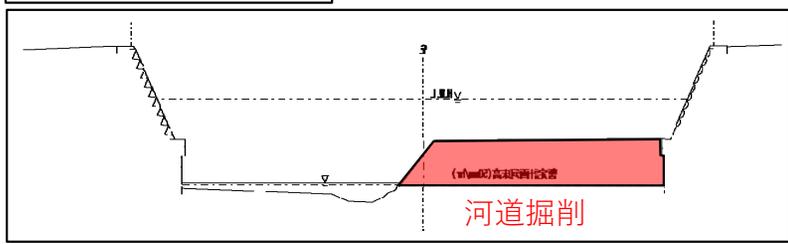
- 引地川水系においては、「引地川水系河川整備計画（平成27年4月）」に基づき、時間雨量約60mmの降雨による洪水を安全に流下させるため、河道整備等（河道掘削、護岸整備、洪水調節施設等）を進めている。

実施状況

河道整備の一例



整備イメージ

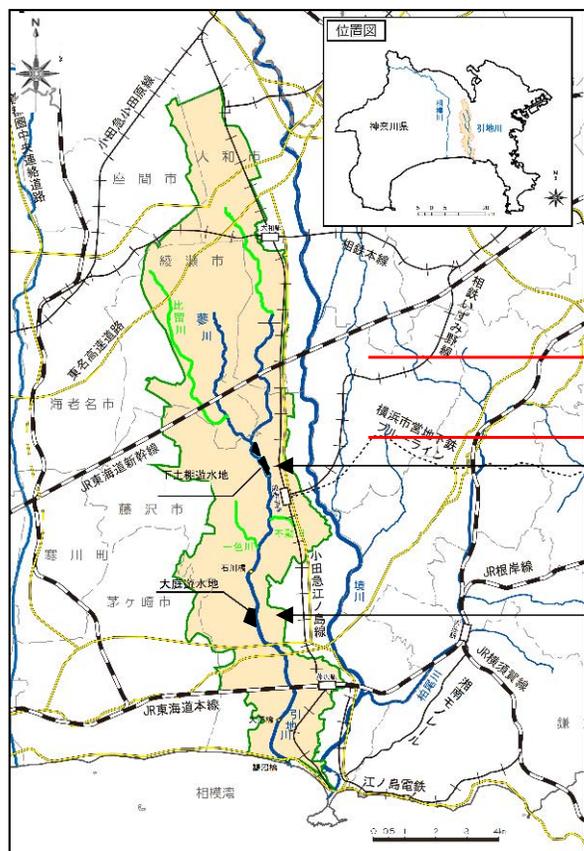


対策内容	実施主体	工程		
		短期	中期	中長期
河川改修事業による河道整備	神奈川県	—————▶		

引地川流域において、上記を含む類似・同様な取組を実施している自治体
神奈川県

- 引地川水系においては、「引地川水系河川整備計画（平成27年4月）」に基づき、時間雨量約60mmの降雨による洪水を安全に流下させるため、河道整備等（河道掘削、護岸整備、洪水調節施設等）を進めている。

実施状況



洪水調節施設検討中（R5～

下土棚遊水地完成（R2）

大庭遊水地完成（H5）

下土棚遊水地



完成写真

対策内容	実施主体	工程		
		短期	中期	中長期
洪水調節施設整備	神奈川県	[Progress bar spanning all three periods]		

引地川流域において、上記を含む類似・同様な取組を実施している自治体
神奈川県

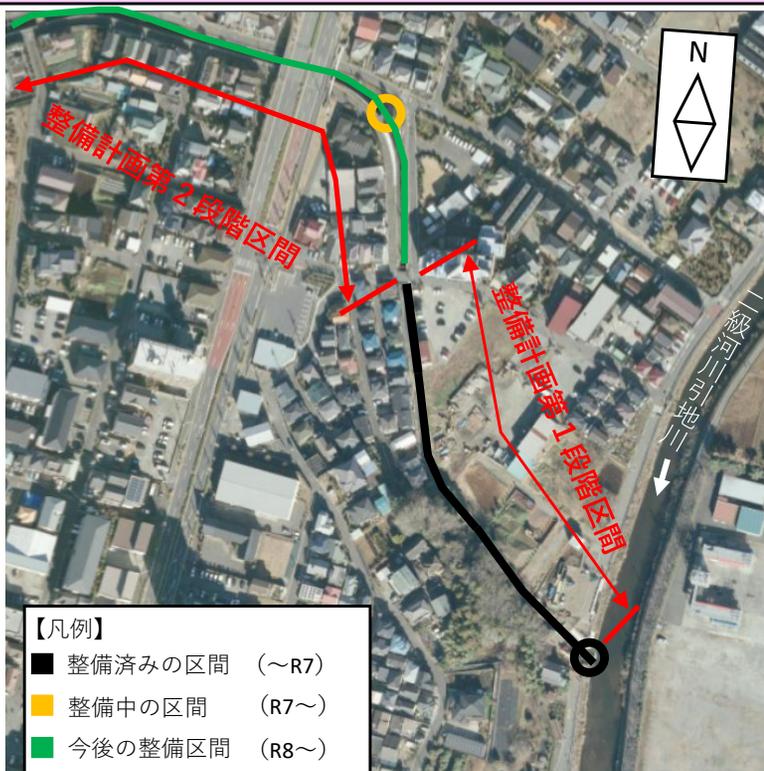
洪水氾濫対策 【準用河川における河道整備】

氾濫をできるだけ
防ぐ・減らす
ための対策

● 一色川は、二級河川引地川の流域の一部であることから、「引地川水系河川整備計画」(平成27年4月 神奈川県)と整備水準を合わせ、時間雨量約60mm(河道整備50mm+流域対策量10mm)の降雨による洪水を安全に流下させるため、河道整備(河道掘削、護岸整備等)を進めている。

実施状況

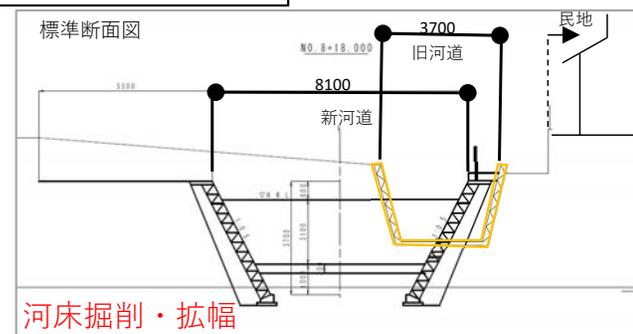
平面図



施工状況



整備イメージ



対策内容	実施主体	工程		
		短期	中期	中長期
河川改修事業による河道整備	藤沢市	▶		

引地川流域において、上記を含む類似・同様な取組を実施している自治体
藤沢市、綾瀬市

- 雨水の有効利用及び貯留による河川等への流出抑制を目的として、雨水貯留槽（雨水タンク）購入に掛かる費用の一部を助成している。
- 今後は、本制度の内容や目的を広く住民へ周知することで雨水貯留槽の購入を促進して流域の雨水貯留機能を向上させていく。

実施状況

直近3か年に設置された雨水貯留槽の容量（単位：L）

年度	R5年度		R6年度		R7年度	
	引地川	境川	引地川	境川	引地川	境川
No.1	240			250		120
No.2		110	150			110
No.3	120			250	150	
No.4		120	140		140	
No.5			120		200	
No.6			120		150	
No.7			280		100	
No.8					300	
No.9					200	
No.10					140	
No.11					115	
No.12					115	
合計	360	230	810	500	1610	230
	590		1310		1840	

本制度開始からの現在までの累計容量 約100,000L超（平成13年度～令和7年度）



雨水貯留槽設置例

引地川流域において、上記を含む類似・同様な取組を実施している自治体
大和市、藤沢市

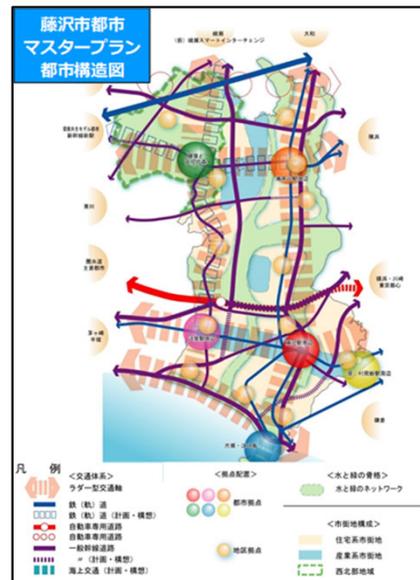
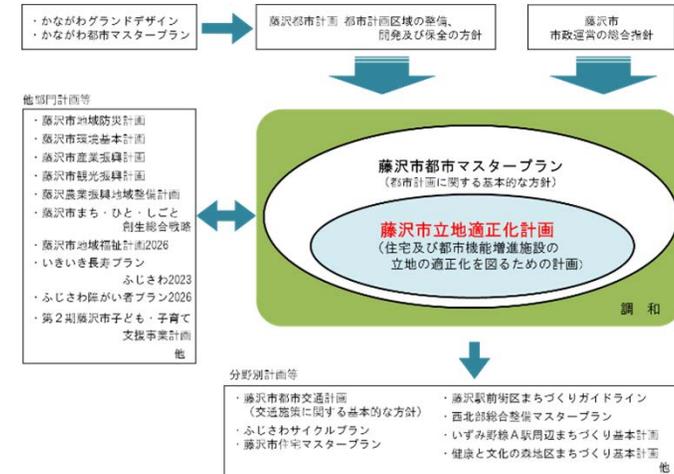
- 藤沢市では、平成29年3月に立地適正化計画を策定し、都市機能誘導区域や居住誘導区域の設定に加えて、災害ハザードエリアについては、本市独自の「防災対策先導区域」を設定し、居住誘導区域外の開発等への届出制度を活用して、開発エリアの災害ハザード状況や避難方法等について事業者や市民等へ周知や意識啓発を図っている。
- 令和6年3月に計画改定を行い、これまでの防災対策先導区域における取組や災害ハザードエリアを含む都市機能誘導区域について、防災指針に位置付けるとともに、災害リスクの周知内容について、更なる充実を図っていく。

取組内容

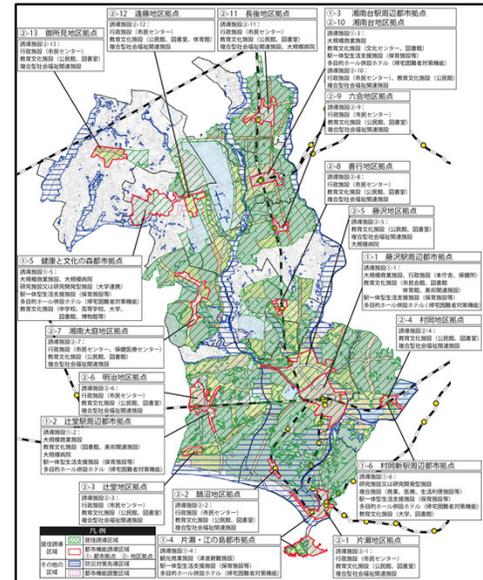
■まちづくりの方針

『市民の誰もが、住み慣れた地域で、安全・安心に暮らせる、
少子超高齢社会等に向けた持続可能なまちづくり』

- 都市構造：・コンパクトな都市構造の核となる6の「都市拠点」
・市民の身近なまちづくりの単位としての13の「地区拠点」
・それら拠点を結ぶ、交流・連携の骨格となる「交通体系」



具現化



対策内容	実施主体	工程		
		短期	中期	中長期
立地適正化計画の推進	藤沢市			

引地川流域において、上記を含む類似・同様な取組を実施している自治体
藤沢市、大和市、海老名市

避難体制等の強化 【危機管理型水位計の設置】

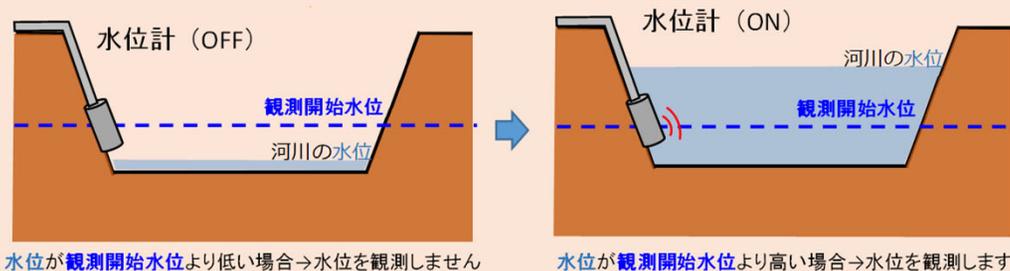
被害の軽減、
早期復旧・復興
のための対策

- 住民の適切な避難判断のための水位情報提供を目的に、これまで水位計の無かった箇所でも水位把握できるよう、洪水時の水位観測に特化した低コストな水位計を設置することで、出水時の水位観測により避難体制の強化を図る。

取組内容

■危機管理型水位計とは

- ・ 洪水が発生した際に、河川周辺の住民の皆様が避難する際に、役立てていただくために設置する水位計。
- ・ 河川が未整備のため注意を要する箇所や、学校や病院など、重要な施設が周辺にある箇所に設置。



■危機管理型水位計の設置事例



■県ホームページから水位状況を確認することが可能

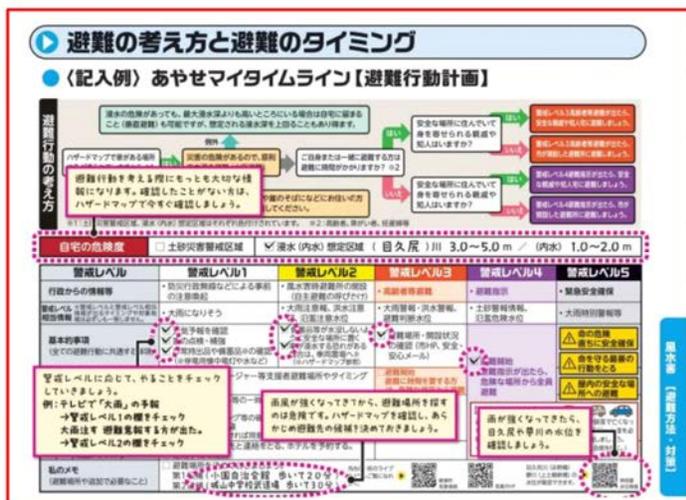


対策内容	実施主体	工程		
		短期	中期	中長期
危機管理型水位計・簡易河川監視カメラの設置	神奈川県			

引地川流域において、上記を含む類似・同様な取組を実施している自治体
神奈川県

- マイ・タイムラインとは、洪水などの災害が発生した際に、「いつ」「何をするのか」を整理した個人の防災計画であり、住民一人ひとりがとる防災行動を時系列で整理し、あらかじめ取りまとめておくことで、避難判断のサポートツールとして役立つものである。
- 綾瀬市では、市内の各地区で実施される自主防災訓練や、中学生への防災講座等により、マイ・タイムラインや洪水浸水ハザードマップなどの説明を実施している。

取組内容



中学生への防災講座の状況

マイタイムラインの説明資料や記載例

対策内容	実施主体	工程		
		短期	中期	中長期
マイタイムラインの取組推進	綾瀬市			

引地川流域において、上記を含む類似・同様な取組を実施している自治体
綾瀬市、藤沢市、茅ヶ崎市、大和市、海老名市、座間市

流域水害対策計画の策定に向けた取組状況について

1 境川・引地川における気候変動の対応方針（案）について

- 気候変動対応は、国の技術指針や県内の一級河川の状況を踏まえ、2℃上昇シナリオ（降雨倍率1.1倍）に対応する方向で検討中。
- 平成22年までの雨量データを基に、降雨強度式を見直していく予定。
- 今後、気候変動に伴う外力増加により、改修済み区間の再度改修が必要とならないよう、手戻りの少ない整備方法を検討する予定。

2. 境川水系及び引地川水系における検討状況

(1) 気候変動を踏まえた流出解析の実施について

- 気候変動による降雨への影響や、最新の土地利用状況などを踏まえ、現行の整備計画規模（年超過確率1/10規模）における流出解析を進めている。
- 現行計画では、遊水地域による流量分担が考慮されており、法改正に伴って貯留機能保全区域への指定が必要となるが、地権者の同意が難航するなどの課題があることから、遊水地域の取扱が課題となっている。

(2) 現在の検討状況に基づく計画降雨について

- 現在進めている流出解析では、気候変動による流量の増加により、新たに複数の洪水調節施設の追加が必要と想定されるなど、事業費の観点等から、事業の実現性が課題となっている。
- また、境川水系及び引地川水系の県管理区間における現行計画による整備は未だ完了しておらず、引き続き、整備を加速させていく必要がある。
- 以上の観点を踏まえ、引き続き、計画降雨について検討を進めていく。

(3) 今後の検討について

- 既存遊水地の施設機能を最大限に活かす対策や、公共用地等を活用した新規洪水調節施設の検討など、引き続き、気候変動対応のための洪水防御施設の検討を進めるとともに、費用対効果による事業の実現性について検討を進める。
- なお、今後の検討においては、流域自治体における流域対策の増加に向けた調整や、都市浸水想定を踏まえた貯留機能保全区域等の指定に向けた検討なども併せて実施していく。

(4) 流域水害対策計画策定に向けたスケジュール（案）

- 法定計画の策定については、引き続き、令和9年度中を目標とするが、国が先行して進めている鶴見川水系の動向を注視しながら調整していく。

代表 河川	指定 河川数	実施 主体	工程							備考
			R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11～	
境川	9河川	神奈川県 東京都 関係市6市	計画検討					計画 策定	浸水被害対策 の実施	
引地川	2河川	神奈川県 関係市6市	計画検討					計画 策定	浸水被害対策 の実施	